

公 告

三重県伊勢市中須町地内で実施し、伊勢市上地町、中須町、栗野町、度会郡玉城町岩出、宮古、山岡、小社曾根、中角、昼田の地域の一部を受益地域とする 水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）菱川地区 を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、下記のとおりである

令和6年12月19日

申請人代表

住所 伊勢市栗野町1069

氏名 山中正善 

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

- ・水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業（簡易整備型）菱川地区 計画概要書
- ・予定管理方法を記載した書面
- ・事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2 縦覧期間

令和6年12月19日から令和7年1月24日まで

3 縦覧の場所

三重県 度会郡 玉城町田丸114-2 玉城町役場 1階
玉城町産業振興課

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

〒519-0495

三重県 度会郡 玉城町田丸114-2

水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）菱川地区

事業申請人代表 山中正善

(2) 意見書の提出期限

令和7年1月24日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式については任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは必要に応じ当方から問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。